

特別養護老人ホーム「栗東すみれ園」
重要事項説明書（令和８年６月現在）

目 次

１．設置運営法人	１ 頁
２．事業所の概要	１ 頁
３．事業所の説明	１ 頁
４．施設利用対象者	２ 頁
５．施設サービス計画	２ 頁
６．居室等の概要	３ 頁
７．職員の配置状況	３ 頁
８．当施設が提供するサービスと利用料金	５ 頁
９．施設を退所いただく場合	９ 頁
１０．身元引受人	１０ 頁
１１．苦情の受付について	１１ 頁
１２．提供するサービスの第三者評価の実施状況について	１１ 頁
１３．事故発生時の対応について	１１ 頁
１４．サービス提供における事業者の義務	１２ 頁
１５．施設利用の留意事項	１２ 頁
１６．損害賠償について	１３ 頁

社会福祉法人 すみれ厚生会

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 すみれ厚生会
- (2) 法人所在地 滋賀県栗東市小野 3 6 3 番地
- (3) 電話番号 0 7 7 - 5 5 1 - 5 5 2 5
F A X 番号 0 7 7 - 5 5 1 - 5 5 2 6
- (4) 代表者氏名 理事長 下田 修司
- (5) 設立年月日 平成 1 5 年 7 月 2 日

2. 事業所の概要

- (1) 建物の概要 鉄骨鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地上 4 階
- (2) 建物の延床面積 5, 2 9 2. 5 1 m²
- (3) 施設の周辺環境 栗東 I C から車で 5 分、竹林に囲まれた緑豊かで閑静な場所

3. 事業所の説明

- (1) 事業の種類 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
事業所番号 滋賀県 2 5 7 1 2 0 0 1 7 5 号
利用定員 8 8 名
- (2) 施設の目的 介護老人福祉施設は、老人福祉法並びに介護保険法の規定に基づき、要介護状態等にある高齢者に対し、可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事、その他の日常生活上の介助および日常生活動作内の機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的精神的負担の軽減を図ることを目的とします。
- (3) 施設名称 特別養護老人ホーム 栗東すみれ園
- (4) 施設の所在地 滋賀県栗東市小野 3 6 3 番地
施設への交通機関 J R 東海道本線（琵琶湖線）栗東駅又は J R 草津線手原駅で下車後、帝産バス 1 6 番系統金勝公民館行に乗車、栗東高校で下車後、徒歩 1 0 分
又は、J R 東海道本線（琵琶湖線）草津駅下車後、帝産バス 1 1 3 番系統金勝公民館行に乗車、東宝ランドで下車後、徒歩 5 分

(5) 電話番号 077-551-5525
FAX番号 077-551-5526

(6) 施設長氏名 上平 隆美

(7) 当事業の運営方針 当事業は施設サービス計画に基づき、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
又、事業の運営にあたっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視し、関係行政機関、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、他の介護保険施設、その他の保健・医療または福祉サービス事業所との密接な連携に努めます。

(8) 開設年月日 平成16年7月1日

(9) 営業日及び営業時間

受付時間	年中無休 8時30分～17時30分
サービス提供時間帯	年中無休 ・ 随時

4. 施設利用対象者

- (1) 当施設へ入所できる方は、原則として、介護保険制度における要介護認定の結果が「要介護3以上」の認定を受けた方が対象となります。
なお、入所時において「要介護3以上」の認定を受けておられたご利用者であっても、将来「要介護3以上」の認定者でなくなった場合には、退所していただくことになります（但し、特例入所の要件に該当した場合はこの限りではありません）。
- (2) 入所及び利用契約の締結前に、感染症等に関する健康診断書の提出をお願いすることになりますので、ご利用者及び契約者等にご協力くださるようお願いいたします。

5. 施設サービス計画

- (1) ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」で定めます。
- (2) 施設サービス計画は、当施設の介護支援専門員が原案を作成し、ご利用者及び契約者に対して説明をし、同意を得たうえで決定します。
- (3) 施設サービス計画は、概ね6ヶ月に1回、もしくは必要に応じて変更し、変更された場合はご利用者及び契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

6. 居室等の概要

当施設は、8つのユニット型の生活単位を構成しており、各ユニットにそれぞれ共同生活室、浴室を配置しています。また、入居される居室はすべて個室となっています。

居室・設備の種類	室 数	備 考
個 室	88室	洗面設備、電動ベッド、空調設備
共同生活室	各ユニットに1室	テーブル、椅子、電化製品（テレビ等）
浴 室	旧棟各ユニットに1室 新棟3ユニットで2室	個別浴槽（リフト付） 〃
特殊浴室	1室	寝台浴槽、シャワーバス
ト イ レ	旧棟各ユニットに5室 新棟各ユニットに3室	洋式トイレ（車椅子対応）
医 務 室	1室	診察ベッド、机、椅子
理美容コーナー	1室	理美容用椅子、鏡

☆居室の変更：ご利用者の心身の状況により、居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者及び契約者等と協議のうえ決定するものとします。

☆入院中の居室利用：ショートステイの居室として使用させていただく場合があります。その際には、事前にご連絡させていただきます。

7. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して、各種サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置＞ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※人数は併設のショートステイと合算

職 種	常 勤	非常勤	合 計
1. 施設長（管理者）	1名	名	1名
2. 生活相談員	2名	名	2名
3. 介護職員	24名	15名	39名
4. 看護職員	3名	7名	10名
5. 機能訓練指導員	1名（兼務）	2名	3名（兼務可）
6. 介護支援専門員	2名	名	2名
7. 医師（嘱託）	名	1名（嘱託医）	1名
8. 管理栄養士	1名	名	1名

<各職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 施 設 長	日勤 8時30分 ～ 17時30分
2. 医 師	月4回水曜日 13時00分 ～ 15時00分
生活相談員 3. 介護支援専門員 管理栄養士	日勤 8時30分 ～ 17時30分
4. 介 護 職 員	早出 6時00分 ～ 15時00分
	7時00分 ～ 16時00分
	日勤 8時30分 ～ 17時30分
	遅出 11時00分 ～ 20時00分
	13時00分 ～ 22時00分
5. 看 護 職 員	夜勤 22時00分 ～ 翌7時00分
	日勤 8時30分 ～ 17時30分
	夜勤 22時00分 ～ 翌7時00分

※土日祝、お盆、年末年始は上記と異なります

<職種説明>

介 護 職 員

...

ご利用者の日常生活上の介護、並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名のご利用者に対して1名の介護職員（看護職員を含む）を配置しています。

看 護 職 員

...

主にご利用者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護等も行います。24時間、緊急時の連絡体制を整備しております（夜間のご利用者急変時における電話対応及び状態確認等）。

生 活 相 談 員

...

ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜、生活支援を行います。

介 護 支 援 専 門 員

...

ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成しま

管 理 栄 養 士

...

ご利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。また、ご利用者ごとの栄養マネジメントを実施します。

機 能 訓 練 指 導 員

...

ご利用者の状態に応じた機能訓練指導を行い、身体機能保持や向上に努めます。

医

師

...

ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。1名の嘱託医師を配置しています。

8. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常7割～9割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床してリビングにて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食・・・8時頃から 昼食・・・12時頃から 夕食・・・18時頃から

② 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・心身状況に応じた安全かつ自身の身体機能を活用した援助を行います。

④ 健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。
- ・希望される方は、歯科医師による訪問歯科診療を行います。

⑤ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・季節感を感じられるよう外出の機会も確保できるよう努めます。

<サービス利用料金>

利用料金は厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）により、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額（7割～9割）を除いた金額（別紙料金表に定める）をお支払いください。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、介護給付対象外のため全額が自己負担となります。

① 居住費（居室費）及び食費（別紙料金表に基づく）

② 理髪・美容

理美容師の出張によるサービス（調髪、顔剃、洗髪、パーマ、染色等）をご利用いただけます。

利用料金：要した費用の実費

③ 教養娯楽費（レクリエーション）

希望により、行事やレクリエーションに参加していただくことができます。

利用料金：内容によっては実費をいただく場合があります。

料金が発生する場合は、事前に連絡をさせていただきます。

主な行事・レクリエーション予定（例）

	行 事 と そ の 内 容（予定）	実施予定日
1 月	元日ーお正月（おせち料理を頂き新年をお祝いします。）	1 日
2 月	節分	3 日
3 月	ひなまつり（桃の節句）	3 日
4 月	お花見	上旬

④ 複写物の交付

ご利用者及びご契約者は、サービス提供についての記録その他の複写物を必要とする場合には別紙料金表に定める金額をご負担いただきます。

⑤ 日常生活上必要となる諸費用

日常生活用品の購入代金等、ご利用者の日常生活に要する費用で、ご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用の実費をご負担いただきます。但し、入所中についてのおむつ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

⑥ 特別な食事

ご利用者及びご契約者の希望により、通常の食事とは別に提供させていただいた場合にかかる費用（実費）をご負担いただきます。

⑦ おやつ代

ご利用者に提供するおやつ（飲み物を含む）について、別紙料金表に定める費用をご負担いただきます。

⑧ 電化製品持ち込み料

居室に持ち込まれ、個人的に使用されている電化製品に関して、別紙に定める費用をご負担いただきます。

⑨ 外出における諸費用

ご利用者及びご契約者の希望により、施設の車を使って個別に外出する場合、ガソリン代及び高速道路料金（実費）をご負担いただきます。

また、職員が同行した場合に職員にかかる諸費用（入場料・チケット代・食事代等）についてもご負担していただく場合があります。

⑩ 契約者、家族等の宿泊

ご希望により宿泊することができます。宿泊料金、並びに食事代は別紙料金表のとおりとします。

なお、ご利用時には事前の申し込みが必要となります。

⑪ 介護保険が適用されない場合

退所日から14日以内に解約届出書のご提出及び当施設に残されたご利用者の所持品（残置物）の引き取りが完了しない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡される日までの期間に係る料金（1日当たりご利用料金の10割）についてお支払いいただきます。

（3）利用料金のお支払い方法

前記（1）（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、翌月の10日以降にご請求いたします。原則、下記①の方法でお支払い下さい（1ヶ月に満たない期間のサービスに対する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします）。

① 金融機関口座からの自動引き落としによるお支払い。

口座振替基準日は毎月27日としています。

② 下記口座へのお振り込みによるお支払い。振込については月末までにお支払い下さい。

振込名義人は、ご利用者本人のお名前をお願いいたします。

なお振込手数料は、各自ご負担をお願いいたします。

【振込先】	関西みらい銀行 栗東支店 普通預金 367073
	社会福祉法人 すみれ厚生会 理事長 下田 修司

(4) サービス利用中の医療提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者及びご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます（但し、下記医療機関での優先的な診療及び入院治療を保証するものではありません。又、下記医療機関での診療及び入院治療を義務づけるものでもありません）。

①協力医療機関

医療機関の名称	済生会滋賀県病院
所在地	滋賀県栗東市大橋 2-4-1 TEL 077-552-1221
診療科	呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、血液内科 小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科 産科・婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科等

医療機関の名称	淡海医療センター
所在地	滋賀県草津市矢橋町 1660 TEL 077-563-8866
診療科	総合内科、肺がん・呼吸器血管センター、腎臓内科、小児外科 乳腺外科、整形外科、頭頸部外科センター、産婦人科、麻酔科 心臓血管センター、糖尿病センター、心療内科、泌尿器科等

医療機関の名称	近江草津徳洲会病院
所在地	滋賀県草津市東矢倉 3丁目34-52 TEL 077-567-3610
診療科	内科、循環器内科、心臓血管外科、整形外科、産婦人科、泌尿器科、皮膚科、外科、救急センター、小児科、脳神経外科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリセンター、透析センター等

医療機関の名称	滋賀県立総合病院
所在地	滋賀県守山市守山 5丁目4番30号 TEL 077-582-5031
診療科	総合内科、血液腫瘍内科、糖尿病・内分泌内科、老年内科 免疫内科、神経内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科 外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、麻酔科等

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	増田歯科医院
所在地	滋賀県大津市里 6丁目19-14 TEL 077-546-5929

医療機関の名称	みらいデンタルクリニック
所在地	滋賀県野洲市高木 194-2 TEL 077-588-1001

9. 施設を退所いただく場合

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていませんが、以下のような事由があった場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。

- ① ご利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
または、要介護1、要介護2と判定された場合であって、特例入所の要件に該当すると認められなかった場合
- ③ 事業所が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により、施設を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご利用者及び契約者から契約終了の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑦ 事業者から契約終了の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい）

（1）ご利用者及びご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間内であっても、ご利用者及びご契約者から当施設に退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 当施設の運営規定の変更に同意できない場合
- ③ ご利用者が入院された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護老人福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの申し出により退所していただく場合

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所いただく場合があります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者によるサービス利用料金の支払いが、3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

- ③ ご利用者及びご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは、他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者が連続して3ヶ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合、退院後も医療的観察や処置が必要な状態が想定され、当施設で提供する健康管理では対応できない場合
- ⑤ ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合
- ⑥ ご利用者、ご契約者及び家族等が事業者や事業所の職員に対して禁止行為を繰り返す等、契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、事業者は文書で解約を通知することにより、即座にサービスを終了することができます。

＊ サービス利用にあたっての禁止行為

- 1.事業所の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- 2.パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、ケアハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為
- 3.サービス利用中にご利用者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットなどに掲載すること

(3) 円滑な退所のための援助

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者及びご契約者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者及びご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人福祉施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

10. 身元引受人

- (1) 当施設では、契約締結にあたり、身元引受人の設定をお願いしています。
- (2) 身元引受人は、ご家族又は縁故者もしくは成年後見人等とします。
- (3) 身元引受人の職務は、次の通りとします。
 - イ) ご利用者が医療機関等に入院する場合における入院手続き及び費用負担
 - ロ) 利用契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品(残置物)をご利用者自身が引き取れない場合のお受け取り及び当該引渡しにかかる費用のご負担
 - ハ) 民法458条の2に定める連帯保証人
- (4) 前号のハにおける連帯保証人は、次の性質を有するものとします。
 - イ) 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。
 - ロ) 前項の連帯保証人の負担は、極度額300万円を限度とします。
 - ハ) 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。

- 二) 連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

11. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 生活相談員 土本 香織
- 苦情解決責任者 施 設 長 上平 隆美
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30
- 電話番号 077-551-5525

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○ 滋賀県庁医療福祉推進課	所 在 地 大津市京町4丁目1番1号 電話番号 077-528-3523
○ 滋賀県国民健康保険団体連合会	所 在 地 大津市中央4丁目5番9号 電話番号 077-522-0065
○ 栗東市役所長寿福祉課	所 在 地 栗東市安養寺1丁目13番33号 電話番号 077-551-0281
○ 滋賀県運営適正化委員会 (あんしん・なっとく委員会)	所 在 地 草津市笠山7丁目8番138号 電話番号 077-567-4107

12. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

13. 事故発生時の対応について

事業者は、ご利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供中により事故が発生した場合は、速やかにご利用者の家族等及び市町村へ連絡を行うとともに、届け出や損害賠償手続等の必要な措置を講じます。また事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

1 4．サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者またご利用者の求めに応じて閲覧できるようにいたします。
- ⑥ご利用に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただしご利用者または他のご利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦事業者及びサービス従事者または職員は、サービスを提供するにあたって、知り得たご利用者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏えいしません（守秘義務）ただし、ご利用者に医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供する事があります。またご利用者の円滑な退所のための援助を行う場合にも、ご利用者に関する情報を提供する事があります。

1 5．施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されているご利用者の共同生活の場としての快適性・安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

（1）持ち込みの制限

入所にあたり、他の利用者に迷惑のかかる物や、施設運営に支障をきたす物については持込をお断りすることがあります。

食品の持ち込みについては可能ですが、生ものなど食中毒の恐れのあるものに関しては衛生管理等の関係から持ち込みはご遠慮下さい。

（2）面会

面会時間 9時30分 ～ 11時30分
14時00分 ～ 16時00分

来訪者は、必ずその都度「来訪者カード」にご記入ください。

感染症等の理由により、実施を制限する場合があります。

(3) 外出・外泊

外出、外泊される場合は、前日までにお申し出いただき、「外出・外泊届」のご記入をお願いします。葬儀への参加等緊急やむを得ない場合には、当日になってもかまいません。

ただし、外泊については、原則として月8日以内といたします。

感染症等の理由により、外出・外泊の実施を制限する場合があります。

(感染症予防のため、12月～3月(年末年始は除く)は制限させていただきますので、ご理解、ご協力をお願い致します。)

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までにお申し出があった場合に、前記8項(2)①に定める「食費」が減免される場合があります。

(5) 施設・整備の使用上の注意

居室及び共用施設、敷地をその本来の用途にしたがって利用して下さい。

故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。

ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

当施設の職員や他のご利用者に対し、ハラスメントその他迷惑行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内全館禁煙のため喫煙はできません。

16. 損害賠償について

当施設において事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められ、かつご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

令和 年 月 日

指定介護老人福祉サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 栗東すみれ園

説明者氏名 生活相談員 署名： _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____

氏 名 _____ 印

契約者住所 _____

氏 名 _____ 印（続柄 _____）